

政治について詳しくなろう!

投票日に予定がある時、引っ越した時は?

投票日に
投票にいけない



そんな時には…

期日前投票!

引っ越してから3ヶ月以内、
住民票を変更してない、入院中

そんな時には…

不在者投票!

期日前投票

投票日当日に投票ができない場合は、事前に投票ができます

【投票できる期間】 公(告)示日*の翌日から投票日の前日まで
※立候補者が立候補の届出をする日

【持ち物】 投票所入場券(忘れても投票できます)

【投票場所】 「〇〇市町村(住民票のある場所) 期日前投票所」で検索



不在者投票

引っ越してから3ヶ月以内、今住んでいる場所に住民票がない、
入院中でも投票ができます!

【やりかた】

- ①前に住んでいた市町村のホームページ等で
投票用紙の請求書をダウンロード。
(※電子申請できるところもあります)
- ②必要事項を記入し、前に住んでいた市町村の
選挙管理委員会事務局宛に郵送、または持参する。
- ③投票用紙が郵送されてくる。開封しないで
今住んでいる市町村の投票所に行く

【投票できる期間】

公(告)示日の翌日から
投票日の前日まで

【持ち物】

送られてきた投票用紙など一式

【投票場所】

今住んでいる地域の投票所

時間がかかるので
早めに手続きを



＼その他にも／

選挙権がある人は
どんな状況でも
投票できる制度になっています

重度の身体障がいの人……郵便投票
海外に住んでいる人……在外投票
船の上にいる人……洋上投票
南極地域観測隊の隊員……南極投票 など

